

社会保険労務士法人 OCHI OFFICE 事務所便り

2019年9月号

■ ニュース

■ 送検

■ 実務に役立つ Q&A

■ 今月の実務チェックポイント

■ 監督指導動向

◆ ニュース

取引先のパワーハラが原因 ストレス過労死で遺族勝訴

男性元従業員の遺族が、過労死は取引先からのストレス等が原因と訴えた事件で、福岡地方裁判所は国の労災不支給決定の取消しを命じました。

今年6月には、法改正によりパワーハラ防止の措置義務化が実現しましたが、その基になった建議では「取引先等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為についても、指針等で取組を明確にすることが適当」という見解が示されていました。

元従業員は、養殖業者に動物用医薬品を営業・販売する業務に従事していましたが、業務中に営業車内で心不全により死亡しました。遺族は労災請求しましたが、最終的に再審査請求でも棄却されたため、裁判を提起したものです。

営業先の社長は、取引業者に対し理不尽な叱責を繰り返し、出入り禁止を申し渡す等の対応を採っていました。しかし、死亡前6カ月の平均時間外労働が70時間前後だったため、労災申請が認められない状況となっていました。



<連絡先>

社会保険労務士法人 OCHI OFFICE

足利オフィス：栃木県足利市葉鹿町 1-28-32

電話：0284-64-1522 FAX：0284-64-0245

太田オフィス：群馬県太田市東別所町 88-6

電話：0276-57-6623 FAX：0276-57-6624

OCHIOFFICE

検索

越智法務行政書士事務所

検索



◆送検

運転時間を短かく虚偽報告 再度の臨検で発覚 倉吉労基署

鳥取・倉吉労働基準監督署は、監督官に虚偽の報告を行ったとして、運送会社と同社取締役を鳥取地検に書類送検しました。

一般貨物運送業を営んでいる同社は、臨検監督を受けた際、自動車運転業務に従事する労働者の労働時間を短かくするよう是正勧告を受けました。

自動車運転者の改善基準（平元・労働省告示7号）では、拘束時間等に関する特別ルールを課しています。是正勧告の対象となった運転者は、1日の拘束時間が基準の16時間を超えていました。

代表取締役が行った是正報告には実際より少ない労働時間が記載してありました。不自然に思った監督官が再度臨検した際も、トラックの運行回数を少なく記載した明細書を提出するなど、虚偽報告が続いていました。



◆実務に役立つQ & A

失業として処理されるか 解雇に不満な労働者が求職

Q 解雇された本人が、「不当な処分」として承服しない場合があります。それでもハローワークに行き、失業給付の手続きをすると解雇を認めたことになるのでしょうか。

A 離職後に基本手当を受給するためには、ハローワークに出頭し、求職の申込みをしますが、その際、離職票等を提出します（雇保則19条）。従業員が会社から離職票を受け取ったからといって、解雇を認めたことにはなりません。

解雇の効力等について争いがあるときは、「条件付給付」を受けることができます（雇用保険業務取扱要領）。「単なる効力の争い、解雇不服、争議上の事実上の争いがある場合には認められない」とされており、給付手続きの際には、実際に争っていることが分かる添付資料が必要とされています。

離職票の欄外に、解雇不当を申し立て、提訴、申告中であるが、手当の支給を受けたいので、資格喪失の確認を請求する旨記載（および押印・署名）して、基本手当（傷病手当含む）を受けます。

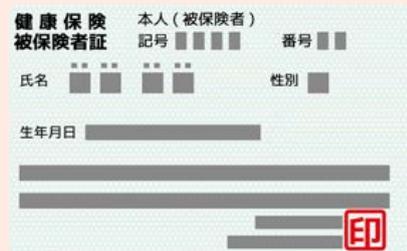


◆ 今月の実務チェックポイント

従業員の家が増減したとき

○健康保険の被扶養者について

【健康保険の被扶養者の範囲】



主として被保険者の収入により生計を維持している 75 歳未満の人（後期高齢者医療保険の被保険者にならない人）で、条件により次のように分かれます。

- ① 被保険者と同居が問われない人
配偶者（内縁関係も含む）
子・孫・兄弟姉妹
父母・祖父母（直系尊属）
- ② 被保険者と同居が条件の人
叔父叔母・伯父伯母・甥姪などとその配偶者
孫・兄弟姉妹の配偶者、配偶者の父母や子など上記
①以外の 3 親等以内の親族
内縁関係の配偶者の父母および子
内縁関係の配偶者死亡後の父母および子

【どんなときに届出が必要？】

被保険者が就職したとき、結婚して配偶者が扶養になるとき、または扶養から外れるとき（この場合、国民年金第 3 号被保険者届も同時に提出します）、子どもが生まれたとき、子どもが就職して扶養から外れたとき、家族が 75 歳に到達したとき、家族が死亡したときなど

【主として被保険者の収入で生計を維持している状態とは？】

- ・被扶養者の対象となる人の年収が 130 万円未満で被保険者の年収の半分未満であるとき（被保険者の年収の半分以上であっても、対象となる人の年収が 130 万円未満で被保険者の年収を上回らないときは総合的に判断され被保険者として認定される場合があります）
- ・別居の場合、対象となる人の年収が 130 万円未満で、被保険者からの仕送額（援助）より少ないとき
※被扶養者の対象となる人が 60 歳以上または障害者の場合は、年収 130 万円未満は 180 万円未満になります。

【年収とは？】

年収は過去の年収ではなく、被扶養者になる時点の年間の見込額で、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。



○被扶養者の認定

平成30年10月1日から、続柄・収入・別居を確認し認定を行うように、事務の取り扱いが厳格化されていますが、一定の要件を満たす場合には、証明書等の書類の添付を省略可能なケースがあります。

【証明書等の書類の添付が省略可能なケース】

- ・扶養認定を受ける人の年間収入が130万円未満または180万円未満であることを確認できる課税証明書等→所得税法上の控除対象配偶者または控除対象扶養親族であることを事業主が確認し、届書の事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる場合や扶養認定を受ける人が16歳未満である場合
- ・扶養認定を受ける人が被保険者と別居している場合の仕送りの事実と額を確認できる書類→扶養認定を受ける人が16歳未満か16歳以上の学生である場合
- ・続柄の確認できる書類（戸籍謄本・戸籍抄本・住民票）→届書に被保険者と扶養認定を受ける人のマイナンバーを記入し、事業主が戸籍謄本等で続柄を確認し、届書の備考欄の「続柄確認済み」に✓を付しているか備考欄に「続柄確認済み」と記載している場合

【被扶養者資格の再確認】

被扶養者となっている人が現在も被扶養者としての状態であるかの確認をします（健康保険法施行規則第50条）。

協会けんぽでは、令和元年度は9月下旬～10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」を送付予定です。健康保険組合については、各健康保険組合からのご案内になります。

◆ 監督指導動向

同一賃金で説明会 4分の1で支給基準に差 岩手労働局

岩手労働局は、同一労働同一賃金の確保に向け、5会場で7回の説明会を開催するなど周知・啓発を強化しています。

同労働局が提出を求めていた自主点検によると、大手企業の約4分の1（26%）で、正社員と非正規社員の通勤手当の支給基準が異なっていました。

来年4月（中小企業は再来年4月）から、「同一労働同一賃金」に関する改正法およびガイドラインが施行されます。通勤手当については、一定の事情がある場合を除き、正社員と同一の支給を求めていて、待遇差を不合理と判断される可能性が指摘されています

このほか、賞与や役職手当等についても、それぞれガイドライン等に沿った改善が求められます。取組の進行状況を見ると、74%は「来年4月までに対応予定」と回答しましたが、21%が「対応未定」としています。同労働局では、対応の遅れを懸念し、指導の徹底を図る方針です。

